障がいのある学生への修学等の支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東北工業大学(以下「本学」という。)が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の主旨に基づき、本学が掲げる大学の教育理念を達成するために、障害の有無にかかわらず、主体的に大学生活を送るための支援について、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** 本規程において、障がいのある学生とは次の各号に定める者であり、本人が支援を受けることを希望し、かつ本学がその必要性を認めた者をいう。
 - (1) 「身体障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、慢性疾患、知的障害、精神障害、 発達障害など」であり、各種障害者手帳等を持つ者。
 - (2) 前項に定める他、心身の機能に障害や疾患(難病)等があることを示す診断書等を有する者。
 - (3) 障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長・研究科長の責務)

第4条 学部長・研究科長は、学長の命を受け、当該学部・研究科の障がいのある学生が修学等における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を実施する責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学等における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し、協力するよう努めなければならない。

(支援体制)

- **第6条** 障がいのある学生に対する支援は、当該学生が所属する学部、研究科等が主たる責任をもって 担当する。
- 2 支援を円滑かつ適切に行なうために、障がい学生支援委員会を設置し、関係部署間の調整を行なうものとする。

(支援の申し出)

- **第7条** 障がいのある学生は、入学前(入学者選抜試験受験時を含む)、入学後のいずれの時期においても、必要な支援の申請ができる。
- 2 支援の申し出は、ウェルネスセンターおよび各事務室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、障がい学生支援委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第8条 障がい学生支援委員会は、学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重したうえで、学科及び関係部署と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第9条 障がい学生支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(問題事案の対処)

- 第10条 障害を理由とする差別に関する問題及び合理的配慮の不提供など支援計画に問題が生じ、又は 生じるおそれ(以下、「問題事案」という)を確認した場合、速やかに当該学生・関係者と面接し 対話を通して調整対処をする。
- 2 問題事案によっては速やかに障がい学生支援委員会に報告する。
- 3 前項の報告を受けたときは、迅速かつ適切に当該問題事案に対処するとともに、その内容に応じて 当該問題事案及びその対処状況を学長に報告するものとする。

682

(問題事案の防止等のための体制整備)

- **第11条** 問題事案の防止又は解決を図るための措置等に関する重要事項は、当該事案に応じ、次に掲げるいずれかの委員会等において審議する。
 - ①障がい学生支援委員会
 - ②学生委員会
 - ③ハラスメント防止委員会
 - ④その他当該事案に係わる業務を所掌する委員会等
- 2 前項の重要事項は、前項各号のいずれかの委員会等の議を経て、学長が決定する。 (事務)
- **第12条** 具体的支援に関する事務は、関係各課の協力を得て、ウェルネスセンターがあたる。 (補足)
- **第13条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めることができる。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。